

官

○第八十六回 帝國議會貴族院議事速記錄第四號

號外 昭和二十年一月二十三日

昭和二十年一月二十一日(月曜日)午前
十時五分開議

資格審查委員會

三井清一郎君
秉務

第四分科（陸軍省）

江口定條君

第一分科(大藏省、農商省、軍需省
侯爵黒田 長禮君)

藤沼
松村
當間
庄平君
義一君
重民君
章三君

兼務

河西豐太郎君
山上 岩三君
柴田兵一郎君

第一	兵役法中改正法律案(政府提出)	第一讀會	豫算委員會 委員長
第二	陸軍軍法會議法中改正法律案(政府提出)	第一讀會	副委員長 副委員會 懲罰委員會 委員長
第三	海軍軍法會議法中改正法律案(政府提出)	第一讀會	副委員長 伯爵柳原義光君 男爵大井成元君
第四	戰時民事特別法中改正法律案(政府提出)	第一讀會	副委員長 子爵高橋是賢君
第五	會社等臨時措置法中改正法律案(政府提出)	第一讀會	副委員長 子爵深尾隆太郎君
第六	司法院試補及辯護士試補タル資格ノ特例ニ關スル法律案(政府提出)	第一讀會	副委員長 子爵大岡忠綱君
第七	現役青年學校職員俸給費國庫補助法案(政府提出)	第一讀會	同日委員長ヨリ左ノ通分科ヲ決定シ及 分科擔當委員ヲ選定シタル旨ノ報告書 ヲ提出セリ
第八	農林中央金庫法中改正法律案(政府提出)	第一讀會	豫算委員會 委員長
第九	產業設營團法中改正法律案(政府提出)	第一讀會	侯爵井上三郎君 子爵大河内輝耕君
第十	石炭配給統制法中改正法律案(政府提出)	第一讀會	子爵八條隆正君 子爵舟橋清賢君 入江貫一君 賀屋興宣君 男爵小畑太郎君 男爵矢吹省三君
	○議長(公爵鶴見國顥君) 諸般ノ報告 ハ、御異議ガナケレバ、朗讀ヲ省略致シマス		富田健治君 赤池濃君 中山太一君 佐三君
	〔參照〕		昨二十一日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

<p>第三分科(内務省、文部省、厚生省)</p> <p>兼務</p> <p>子爵野村 益三君 入江 貫一君 松村 義一君 出光 佐三君</p> <p>侯爵久我 通顯君 伯爵橋本 實斐君 子爵野村 益三君 子爵實吉 純郎君</p> <p>安藤紀三郎君 村瀬 直養君 中川 健勇君 男爵山根 黑君</p>	<p>三井清一郎君</p> <p>外務省、司法省、大東亞省</p> <p>公爵德川 家正君 侯爵東郷 懿君 伯爵後藤 一藏君 子爵伊東二郎丸君 子爵阪谷 稔一君 山田 三良君 男爵大藏 公望君 堀切善次郎君 男爵中御門經民君 山爾萬之助君 江口 定條君 岩元 達二君</p>	<p>第二分科(外務省、司法省、大東亞省)</p> <p>公爵德川 家正君 侯爵東郷 懿君 伯爵後藤 一藏君 子爵伊東二郎丸君 子爵阪谷 稔一君 山田 三良君 男爵大藏 公望君 堀切善次郎君 男爵中御門經民君 山爾萬之助君 江口 定條君 岩元 達二君</p>	<p>四號</p> <p>兼務</p>
--	---	---	---------------------

第五分科 (農商省)	兼務	堀切善次郎君 次田大三郎君 江口定條君	藤沼義一君 松村庄平君 當間重民君
侯爵細川護立君 侯爵池田宣政君 子爵土岐章君 下村宏君	橋本清之助君 岡喜七郎君 伍堂卓雄君 男爵前田勇君	子爵大河内正敏君 子爵河瀨眞君 男爵向山均君 男爵肝付兼英君	子爵大河内正敏君 子爵河瀨眞君 男爵向山均君 男爵肝付兼英君
子爵伊東一郎丸君 子爵土岐安次君 侯爵坊城由言君 千石與太郎君 栗林德一君	結城安次君 岩田宙造君	次田大三郎君 次田大三郎君 侯爵細川護立君 侯爵池田宣政君 子爵土岐章君 下村宏君	次田大三郎君 次田大三郎君 侯爵細川護立君 侯爵池田宣政君 子爵土岐章君 男爵杉溪俊八君

第三分科(運輸通信省)	河西豊太郎君	山上 岩二君
候爵西郷吉之助君	子爵河瀬 一眞君	男爵小畠大太郎君
子爵入江 爲常君	大橋 理祐君	柴田兵一郎君
男爵久保田敬一君	田中 都吉君	佐藤助九郎君
男爵多久龍三郎君	小山 松吉君	湯澤三千男君
子爵北小路三郎君	大橋	都吉君
子爵富小路隆直君	奥 主一郎君	理祐君
侯爵大久保利謙吉	田中	湯澤三千男君
侯爵久太郎君	都吉君	佐藤助九郎君
公爵岩倉 具榮君	小山 松吉君	大橋 理祐君
第一分科(大藏省)	新七君	三橋四郎次君
農商省、軍需省	元君	正雄君
侯爵黒田 長禮君	西野	龍
伯爵柳澤 保承君	新七君	三橋四郎次君
子爵稻垣 長聲君	元君	正雄君
白根 竹介君	西野	龍
男爵佐竹 義履君	新七君	三橋四郎次君
男爵北大路信明君	元君	正雄君
侯爵黑田 長禮君	西野	龍
第一分科(内務省、司法省、文部省)	新七君	三橋四郎次郎君
厚生省)	元君	正雄君

寺島 健君

大橋 八郎君

長谷川赳夫君

男爵八代五郎造君

稻畠勝太郎君

塙 國平君

野田六左衛門君

兼務

議橋久太郎君

子爵淺野

侯爵中山

子爵高橋

子爵波多野

子爵齊藤

大野継一郎君

男爵小原謙太郎君

男爵鈴井

有賀光豐君

伊藤傳七君

永瀬寅吉君

兼務

第一分科(歲入)

公爵桂廣太郎君

子爵大岡忠綱君

子爵綾小路謹君

松村眞一郎君

男爵深尾隆太郎君

男爵明石元長君

黒田英雄君

竹下豊次君

唐澤俊樹君

兒玉謙次君

奥村嘉藏君

大谷五平君

○議長(公爵德川國頤君) 昨二十一日、第一部選出決算委員男爵水谷忠鶴君、第三部選出決算委員男爵西野元君、第一

厚生省

長武君

竹下豊次君

姉崎重遠君

男爵伊藤定三君

松本一郎君

學君

文部省所管事務政府委員

司法書記官辻渡邊

湖郎君

司法院官

同

厚生省所管事務政府委員

厚生省部長佐伯

敵男君

侯爵中山

子爵水野勝邦君

左近司政三君

左近司政三君

伯爵黒田清君

子爵宍戸功男君

子爵水野勝邦君

同

軍需省航空兵器局長

同

軍需省航空兵器局長

同

軍需省航空兵器局長

同

ヒシニ侯爵徳川義親君當選セリ

同

同

同

同

同

兼務

渡邊甚吉君

竹下豊次君

姉崎重遠君

男爵伊藤定三君

松本一郎君

學君

文部省所管事務政府委員

同

厚生省部長佐伯

敵男君

侯爵徳川

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

渡邊甚吉君

竹下豊次君

姉崎重遠君

男爵伊藤定三君

松本一郎君

學君

文部省所管事務政府委員

同

厚生省部長佐伯

敵男君

侯爵徳川

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同レモ都合ニ依リ委員辭任ノ申出ガゴザイマシタ、許可ヲ致シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〔公爵徳川國頤君〕御異議ナイト認メマス、就キマシテハ、第一部、

第二部ニ於テ各、其ノ補闕選舉ヲ行ハ

レムコトヨミマス

〔公爵徳川國頤君〕同レモコトヨミマス

入營ヲ延期シ之ヲ歸郷シノ

現役兵トシテ入營スベキ者、疾病其

ノ他避ケカラザル事故ニ因リ入

營スベキ期日ニ入營シ難キトキ又

ハ第三十九條第一項各號ノ一二該

當スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依

リ其ノ入營ヲ延期ス

前二項の場合ニ於テハ入營延期ノ

期間ニ相當スル期間現役期間ヲ延

長ス

前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間

ハ次ニ服スペキ兵役ノ期間ニ之ヲ

通算ス

未ダ徵兵検査ヲ受ケザル者ヲ召集

第六十七條ノ二 第二國民兵ニシテ

未ダ徵兵検査ヲ受ケザル者ヲ召集

ハ之ニ對シ徵兵検査ヲ行ハズ

未ダ徵兵検査ヲ受ケザル者ヲ召集

第六十八條ノ二 第二國民兵ニシテ

未ダ徵兵検査ヲ受ケザル者ヲ召集

ハ之ニ對シ徵兵検査ヲ行ハズ

又裁判官ノ評議ニ傍聴ヲ許スコトトナ
ス次第アリマス、幹部候補生出身ノ
法務部見習士官ハ、將校三任ゼラレ
スル前ニ稍、長期間實務修業ヲ命ゼラレ
ルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、
是等ノ者ハ司法官試補タルノ資格ヲ有
ツテ居リマシテ、且陸軍法務訓練所ニ
於テ一定ノ教育ヲ受ケマシタル後ニ部
隊付トナツテ將校ノ勤務ヲ命ゼラレ
ノデアリマシテ、此ノ見習士官ハ、實
務修習中ノ法務部將校ト同様ニ選シマ
シテ、檢察官ノ職務ヲ行ヒ、又裁判官
ノ評議ノ傍聴ヲ許スコトト致シマシ
テ、其ノ實效ヲ學ゲシムルヤウニ致シ
タイトスルノデアリマス、以上説明致シ
マシタノガ、兩改正法律案ヲ提出致シマ
シタ理由ノ要旨テアリマス、何卒御審議ノ
上述べ方御協賛アラムコトヲ切望致シマス
○議長(公爵德川國昭君) 米内海軍大
臣

○議長（公爵徳川閑臥君）　日程第四、
戦時民事特別法中改正法律案、日程第五、
五、會社等臨時措置法中改正法律案、
日程第六、司法官試補及辯護士試補大
ル資格ノ特例ニ關スル法律案、政府
提出、第一回讀會、是等ノ三案ヲ一括シ
テ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセ
ヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長（公爵徳川閑臥君）　御異議ナシ
ト認メマス　松阪司法大臣
右
勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス
昭和二十年一月十九日
内閣總理大臣　小磯　國昭
司法大臣　松阪　廣政
戦時民事特別法中改正法律案
戦時民事特別法中左ノ通改正ス
第八條ノ二　第一審ニ於テ當事者雙
方ガ口頭辯論又ハ準備手續ノ期日
ニ出頭セズ又ハ辯論若ハ陳述ヲ爲
サズシテ退庭スルコト二回ニ及びビ
タルトキハ訴ノ取下アリタルモノ
ト看做ス但シ當事者ガ其ノ責ニ歸
スペカラザル事由ニ因リ最終ノ期
日ニ出頭スルコト能ハザリシ場合
ニ於テ其ノ事由ノ止ミタル後一週間
ノ不繰期間内二期目指定ノ申立
ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ハ上訴審ノ訴訟手續ニ
之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ同項

ス
中訴ノ取下トアルハ上訴ノ取下ト
第二章中第十一條ノ次ニ左ノ一條ヲ
加フ
第十一條ノ二 民事訴訟法第七百八
十三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
第十七條ノ二 調停主任ハ遲滞ヲ避
クル爲特ニ必要アリト認ムル場合
ニ限り地方裁判所長ノ選任シタル
者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セ
ラレタル者ニ非ザル者ト雖モ適當
ト認ムル者ヲ調停委員ニ指定スル
コトヲ得
第十九條中「第十六條及第十七條」ヲ
「第十六條乃至第十七條ノ二」ニ改ム
第五章 登記
第二十條 裁判所ガ権スベキ登記事事
項ノ公告ハ之ヲ爲ナズ
商法第十二條ノ規定ノ適用ニ付テ
ハ登記ノ時ニ登記及公告アリタル
モノト看做ス
第二十一條 登記事項ニ變更ナキコ
ト、或事項ノ登記ナキコト又ハ登記
簿ノ謄本若ハ抄本ノ記載事項ニ變更
ナキコトノ證明ヲ受ケントスル者
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ手數料ヲ
納付シテ之ヲ請求スルコトヲ得
第二十二條 登記ノ申請書ニ添附ス
ベキ書類、登記ノ申請人及登記ヲ
移シ又ハ轉寫スル場合ニ關シテハ
勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ
得
附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定
ム
本法施行ノ際現ニ繫屬スル訴訟ニ付
本法施行前ノ期日ニ於テ當事者雙方
ガ出頭セズ又ハ辯論若ハ陳述ヲ爲サ
ズシテ退庭シタル回数ハ第八條ノ二

ニ規定スル尙歟ニ之ヲ算入セズ
本法施行前ニ登記シタル事項ニシテ告ナカリシモノニ付テハ本法施行ノ時ヲ以テ登記ノ時ト看做シ第二項
ノ規定ヲ適用ス
條第二項ノ規定ヲ適用ス
會社等臨時措置法中改正法律案
右
勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス
昭和二十年一月十九日
内閣總理大臣 小磯 国昭
外務大臣 兼 海軍大臣 大臣 米内 光政
大東亞大臣 重光 芙
陸軍大臣 杉山 元
大藏大臣 石渡莊太郎
運輸通信大臣 前田 末藏
司法大臣 松阪 廣政
内務大臣 大臣 松達 茂雄
文部大臣 二宮 治電
農商大臣 島田 俊雄
厚生大臣 廣瀬 久忠
軍需大臣 吉田 茂
會社等臨時措置法中改正法律案
會社等臨時措置法中左ノ通改正ス
第三條ノ二 戰爭ニ起因スル災害ニ因リ
ノ他勅令ヲ以テ定ムル災害ニ因リ
株主名簿ヲ喪失シタル株式會社ニ
株主ノ氏名又ハ住所ヲ確知スルコ
ト能ハザル記名株式アルトキハ會
社ハ廻済ナク勅令ノ定ムル所ニ依
リ公告スルコトヲ要ス
前項ノ規定ニ依ル公告ヲ爲シタル
會社方株主總會ヲ招集セントスル
場合ニ於テハ同項ノ記名株式ヲ有
スル株主ニ對シテハ總會招集ニ關
スル通知ハ之ヲ爲スコトヲ要セズ
前項ノ場合ニ於テ第一項ノ記名株
式ノ金額ガ資本ノ二十分ノ一超
ユルトキハ會日ヨリ三週間前ニ
總會

會ヲ開クヘキ旨及會議ノ目的タル
事項ヲ公告スルコトヲ要ス此ノ公
告ハ之ヲ同項ノ規定ニ依ル公告ト
併セ爲スコトヲ妨ゲズ
第一項ノ會社ノ總會ニ於テ商法第
三百四十三條ニ定ムル決議ヲ爲ス
場合ニ於テハ同項ノ記名株式ヲ有
スル株主ハ之ヲ總株主ノ員數ニ算
入セズ
第三條ノ三 前條第一項ノ災害ニ因
リ法令又ハ定款ノ定ムル地ニ株主
總會ヲ招集スルコト著シク困難ト
爲リタル株式會社ニ在リテハ總會
ハ之ヲ他ノ適當ナル地ニ招集スル
コトヲ得
第四條ノ二 第三條ノ二第一項ノ災
害ニ因リ株主總會ヲ招集スルコト
著シク困難ト爲リタル株式會社ニ
在リテハ總會ノ決議ヲ要スル事項
ハ會社ノ業務者ハ清算ヲ監督スル
官廳又ハ裁判所ノ認可ヲ得テ取締
役又ハ清算人之ヲ決スルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ取締役又ハ清算
人ハ次回ノ總會ニ於テ其ノ旨ヲ報
告スルコトヲ要ス
前項ノ規定ハ目的ノ變更、資本ノ
増加及減少、社債ノ募集、商法第
百九十六條又ハ第二百六十六條
(同法第二百八十九條及第四百三十
五)ニ規定スル發起人、取締役、
監查役及清算人ノ責任ノ免除、合
併、營業ノ全部ノ譲渡、解散、繼
續、組織變更並ニ保険契約全部ノ
移轉ニハ之ヲ適用セズ但シ法令又
ハ法令ニ基ク命令ニ依ル場合ハ此
ノ限ニ在ラズ
第一項ノ場合ニ於テ必要ナル事項
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條ノ三 監査役ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
所ニ依リ取締役又ハ清算人ガ前項
ノ規定ニ依リ認可ヲ得テ決セント
スル事項及第山ヲ調査シ監督官廳
又ハ裁判所ニ其ノ意見ヲ報告スル
コトヲ要ス

第五條ノ二 株式會社ガ社債ヲ募集
セントスル場合ニ於テハ其ノ社債
ニ付債務ヲ發行セザルモノト爲ス
コドロ得此ノ場合ニ於テハ社債ヲ
發行スル會社又ハ社債募集ノ委託
ヲ受ケタル會社ハ社債債權者ノ爲ニ
社債ノ登録ヲ請求スルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ
勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條ノ左ノ一項ヲ加フ
戦争ニ起因スル災害ヲ避ケル爲必
要アルトキハ株主名簿、社債原簿、
信託證書其ノ勘定合ツ以テ完ムル
會社ノ書類ハ之ヲ適當ナル場所ニ
備置クコトヲ得

第八條中「前五條」ヲ「第三條乃至前
條ニ改ム」

第九條 取締役、監査役若ハ清算人
又ハ此等ニ準スル者第四條ノ二(前
條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ
規定ニ依ル認可ノ申請又ハ第四條
ノ三(前條ニ於テ準用スル場合ヲ
含ム)ノ規定ニ依ル意見ノ報告ヲ
爲スニ當リ監督官廳又ハ裁判所ニ
對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ
隱蔽シタルトキハ三年以下ノ懲役
又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定
ム
社債等登録法中左ノ通改正ス
第三條第一項ヲ左ノ如ク改ム
社債ノ登録ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ

二、社債ヲ發行スル會社又ハ社債
募集ノ委託ヲ受ケタル會社ノ會
社等臨時指置法第五條ノ二ノ規
定ニ依ル請求アリタルトキ
第十一條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ第三條第一項第二號ノ規定ニ
依リ登録ヲ爲シタル社債ニ付テハ
此ノ限ニ在ラズ
右
勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス
昭和二十年一月十九日
内閣總理大臣 小磯 國昭
司法大臣 松阪 廣政
司法官試補及辯護士試補タル資格
ノ特例ニ關スル法律案
高等試驗本試驗ヲ受クルコトヲ得ル
者ニシテ高等試驗ヲ行ハザル年ニ於
テ銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タルモノハ
之ヲ裁判所構成法第五十八條及辯護
士法第三條ノ成規ノ試驗ニ合格シタ
ル者ト看做ス但シ昭和十六年勅令第
千百二十七號第一項ニ掲ゲル者ニ付
テハ辯護士法第三條ノ成規ノ試驗ノ
ミニ合格シタル者ト看做ス
銓衡委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅
令ヲ以テ之ヲ定ム

願ひ致シマス

○子爵澤正巳君 只今上程セラレマ
シタ産業設備團法中改正法律案外一
件ハ、農林中央金庫法中改正法律案ノ
特別委員ニ併託セラレムコトノ動議ヲ
提出致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○子爵（公爵徳川閑蔵君） 戸澤子爵ノ
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵徳川閑蔵君） 御異議ナイ
ト認メマス、是ニテ日程全部ヲ議了致
シマシタ、次會ノ議事日程ハ、決定次
第參報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日
ハ是ニテ散會致シマス

午前十時四十四分散會